



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年 6月17日火曜日 第1466号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

地籍調査の成果の認証.....	693
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....	693
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（3件）.....	693
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	693
河川整備基本方針の策定.....	694
道路の区域変更（県道湯谷口川内線）.....	694
道路の供用開始（ " " ）.....	694

### 人事委員会規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... 694

## 告 示

### ○愛媛県告示第1345号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成15年 6月17日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
宇和島市	大字三浦の一部、蕨	平成13年度から平成14年度まで	宇和島市の地籍図及び地籍簿
長浜町	大字今坊の一部	平成13年度から平成14年度まで	長浜町の地籍図及び地籍簿

#### 2 認証年月日

平成15年 6月17日

### ○愛媛県告示第1346号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成15年5月23日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成15年 6月17日

愛媛県知事 加戸守行

第2条の表第1号の項利子補給率の欄中「5厘」を「6厘5毛」に改める。

### ○愛媛県告示第1347号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定

により、周桑郡小松町南川、新屋敷地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成15年 6月17日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業、ため池等整備及び農地保全事業・小松南川地区）計画書の写し

#### 2 縦覧期間

平成15年 6月18日から 7月15日まで

#### 3 縦覧場所

小松町役場

### ○愛媛県告示第1348号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、北宇和郡三間町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成15年 6月17日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・三間地区）計画書の写し

#### 2 縦覧期間

平成15年 6月18日から 7月15日まで

#### 3 縦覧場所

三間町役場

### ○愛媛県告示第1349号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、北宇和郡三間町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成15年 6月17日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用道路整備事業・三間地区）計画書の写し

#### 2 縦覧期間

平成15年 6月18日から 7月31日まで

#### 3 縦覧場所

三間町役場

### ○愛媛県告示第1350号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施

行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成15年5月23日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成15年6月17日

愛媛県知事 加戸守行

第2条の表3の項利子補給率の欄及び同表7の項同欄中「5厘」を「6厘5毛」に改める。

○愛媛県告示第1351号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、大川水系に係る二級河川について、河川整備基本方針を次のとおり策定した。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁及び松山地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

平成15年6月17日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年6月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	湯谷口川内線	周桑郡丹原町大字白坂丁848番3から 同大字丁814番2まで	旧	メートル 12.5～115.2	キロメートル 0.656	
			新	12.5～162.0	0.656	

○愛媛県告示第1353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年6月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	湯谷口川内線	周桑郡丹原町大字白坂丁848番3から 同大字丁770番1まで	平成15年6月17日

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 - 140

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年6月17日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬道和

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 - 17）の一部を次のように改正する。

別表新宮村の部村長部局の項職の欄中「除く。」の下に「行政調整参事」を加え、同表土居町の部町長部局の項同欄中「総務課長補佐 企画財政課長補佐」を「総務課長補佐（人事を担当するものに限る。） 企画財政課長補佐（予算を

担当するものに限る。）」に改め、同表別子山村の部を削り、同表小松町の部町長部局の項同欄中「課（室）長」を「課（室）長（課付のものを除く。）」に改め、同表丹原町の部教育委員会の項中

「

学校給食センター	所長
----------	----

」を

「

学校給食センター	所長
文化会館	館長

」に

改め、同表朝倉村の部村長部局の項同欄中「課長」の下に「出納室長 福祉センター所長」を加え、同部教育委員会の項中

「

公民館	館長
-----	----

」を

削り、同表玉川町の部町長部局の項同欄中「総務課長補佐」を「総務課長補佐（課付のものを除く。）」に改め、同表吉海町の部町長部局の項同欄中「企画総務課長補佐」を「企画総務課長補佐（人事又は予算を担当するものに限る。）」に

改め、同表宮窪町の部町長部局の項同欄中「企画総務課長補佐（人事又は予算を担当するものに限る。）」を「産業観光課主幹 企画総務課長補佐（人事又は予算を担当するものに限る。）」に改め、同表伯方町の部町長部局の項同欄中「課長 総務課長補佐 総務課財政係長」を「課長（課付のものを除く。） 総務課長補佐（人事又は予算を担当するものに限る。）」に改め、同表弓削町の部町長部局の項同欄中「総務課長補佐」を「総務課長補佐（課付のものを除く。）」に改め、同表生名村の部村長部局の項中

本庁		課長 総務企画課長補佐 総務企画課係長	を に
本庁		課長 総務企画課長補佐 総務企画課係長	
出先 機関	保健デイサービスセンター事務局	所長	

改め、同表大三島町の部町長部局の項同欄中「課長 総務課長補佐（人事又は予算を担当するものに限る。）」を「課（室）長 総務課主幹 総務課長補佐（人事又は予算を担当するものに限る。）」に改め、同項中

出先機関	町民会館	館長	を
------	------	----	---

削り、同表関前村の部村長部局の項同欄中「総務企画課長補佐」を「総務企画課長補佐（人事又は予算を担当するものに限る。）」に改め、同表川内町の部町長部局の項同欄中「総務課長補佐」を「総務課長補佐（人事又は予算を担当するものに限る。）」に改め、同表中島町の部町長部局の項同欄中「婦長」を「看護師長」に改め、同表久万町の部町長部局の項同欄中「課長」の下に「出納室長」を加え、「副収入役」を「企画財政課次長」に改め、同項中

主幹		を	
次長		に改め、同表美川村の部村長部局の項同欄中「課（室）長」を「課長」に改め、同項中	
出先機関	白銀荘	支配人	を

削り、同表砥部町の部町長部局の項同欄中「課長」を「課長（主として合併を担当するものを除く。）」に改め、同表広田村の部村長部局の項同欄中「総務課長補佐」を「総務課長補佐（人事又は予算を担当するものに限る。）」に改め、同項中

高齢者生活福祉センター		事務長	を
-------------	--	-----	---

削り、同表中山町の部教育委員会の項同欄中「課長」を「次長」に改め、同表双海町の部町長部局の項同欄中「総務課長補佐」を「総務課長補佐（人事又は予算を担当するものに限る。）」に改め、同表長浜町の部町長部局の項同欄中「課（室）長」を「課（室）長（主として合併を担当するものを除く。）」に、「総務課庶務消防係長」を「総務課庶務係長」

に改め、同表肱川町の部町長部局の項中

本庁		課長 新しい町創造課長補佐 新しい町創造課総務企画係長 新しい町創造課財務係長	を
本庁		課長（課付のものを除く。） 町民ステーション所長 新しい町創造課長補佐（課付のものを除く。） 新しい町創造課総務企画係長 新しい町創造課財務係長	に
出先 機関	高齢者生活福祉センター	所長	
	郷土文化センター	所長	

改め、同表保内町の部町長部局の項同欄中「総務課長補佐」を「総務課長補佐（課付のものを除く。）」に改め、同表伊方町の部町長部局の項同欄中「課長 町長公室長」を「課長（課付のものを除く。） 町長公室長」に、「企画財政課長補佐」を「企画財政課長補佐（課付のものを除く。）」に改め、同表明浜町の部教育委員会の項同欄中「教育長」の下に「課長」を加え、同表城川町の部町長部局の項同欄中「総務課長補佐」を「総務課長補佐（人事又は予算を担当するものに限る。）」に改め、同表吉田町の部町長部局の項同欄中「総務課長補佐」を「総務課長補佐（人事又は予算を担当するものに限る。）」に改め、同表松野町の部町長部局の項同欄中「課（室）長」を「課長 出納室長」に改め、同表津島町の部町長部局の項同欄中「企画財政課財政係長」を「財政課財政係長」に改め、同項中

老人保健施設ふれあい荘	施設長 事務長 看護師長	を
老人保健施設ふれあい荘	施設長 事務長 看護師長	に
津島やすらぎの里	施設長	

改め、同表内海村の部村長部局の項同欄中「総務課長補佐（人事を担当するものに限る。） 財政課長心得」を「総務課長補佐」に改め、同項中

D E ・ あ ・ い ・ 21		所長	を
------------------	--	----	---

削り、同部教育委員会の項同欄中「教育次長」を「課長」に改め、同表御荘町の部町長部局の項同欄中「課（室）長 総務課長補佐」を「課長 出納室長 総務課長補佐（人事又は予算を担当するものに限る。）」に改め、同表一本松町の部町長部局の項同欄中「総務課長補佐」を「出納室長 総務課長補佐」に改め、同表松山看護老人ホーム事務組合の部養護老人ホームの項同欄及び同表道前福祉衛生事務組合の部特別

養護老人ホームの項同欄中「園長」を「施設長」に改め、同部精神薄弱者更正施設の項機関の欄中「精神薄弱者更正施設」を「知的障害者更正施設」に改め、同表宇摩地区広域市町村圏組合の部精神薄弱児施設の項同欄中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に改め、同部精神薄弱者更正施設の項同欄中「精神薄弱者更正施設」を「知的障害者更正施設」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。